

会 則

効果的な防災訓練と防災啓発提省会議

効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議会則

第1条 (名称)

本会は、効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議（以下「本会」という。）と称し、略称を Shake out 提唱会議とする。

第2条 (目的)

本会は、科学的根拠を持つ災害シナリオに基づく個々人の自主性を重視する防災訓練を中心に据えた新しい防災啓発の推進を図り、国民の防災リテラシーを向上させ、もって東海・東南海地震、南海地震や首都直下地震等の大規模地震にむけての備え等を向上させることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1.効果的な防災訓練と防災啓発の普及事業
- 2.効果的な防災訓練と防災啓発の指導・助言に関する事業
- 3.効果的な防災訓練と防災啓発のための教育研修事業
- 4.効果的な防災訓練と防災啓発のための調査研究事業
- 5.効果的な防災訓練と防災啓発に関する要望、提言に関する事業
- 6.その他、本会の目的に資する事業

第4条 (会員)

1. 本会は、会の目的に賛同し、入会の承認を受けた個人並びに法人及びその他の団体である会員をもって組織し、会員の種別は次の通りとする。

- 一. 普通会员：学識経験者等の個人
- 一. 賛助会員：法人、その他の団体
- 一. 名誉会員：会長が提唱会議の運営上得に必要なと認めた者とする。

2. 普通会员は、1会員につき1個の議決権を有する。

第5条 (役員)

本会に、次の役員をおく。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 若干名
3. 世 話 人 20名以内
4. 顧問若干名
4. 事務局長 1名
5. 監 事 2名以内

第6条 (役員を選任)

1. 会長、副会長及び監事は、総会において普通会员の中から選任する。

2. 世話人は、普通会员より会長が選び委嘱する。
3. 顧問は、会長が選び委嘱する。
4. 事務局長は、会長が指名する。

第7条（役員職務）

1. 会長は、本会を代表し、業務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、その職務を代行する。
3. 世話人は、世話人会を組織し、会長の諮問に応じて重要事項を審議する。
4. 顧問は、会長の諮問に応じて会の運営等に必要な助言をする。
5. 事務局長は、事務局を統括し、本会の必要な業務を執行する。
6. 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

第8条（役員任期）

1. 役員任期は、2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の在任期間とする。
3. 役員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

第9条（総会）

1. 総会は、普通会员をもって構成する。
2. 総会は、定期総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
3. 総会は、総会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
4. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の出席会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
5. 総会は、会長が主宰し、議長を務める。

第10条（総会議決事項）

総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

1. 事業計画の決定
2. 事業報告及び収支決算の承認
3. 会則の変更
4. その他の本会の運営に関する重要事項

第11条（総会議決）

総会の議事は、総会に出席した会員の過半数をもって議決するものとする。ただし可否同数の場合は、会長の決するところとする。

第12条（世話人会）

1. 本会に世話人会をおく。
2. 世話人会は、会長及び副会長並びに世話人をもって構成する。
3. 世話人会は、第3条に定める事業の執行に関する企画、立案を行うとともに次の事項を議決する。

- 一. 本会の入会申し込みの承認に関する事
 - 一. 総会に付議すべき事項
 - 一. 総会の議決した事項の執行に関する事
 - 一. その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事
4. 世話人会は、会長が招集する。
 5. 世話会の議事運営は、会長が主宰する。

第 13 条 (部会)

1. 提唱会議には、必要に応じて部会をおくことができる。
2. 部会の構成、設置及び運営に関して必要な事項は、世話会の議を経て会長が別に定める。

第 14 条 (経費)

1. 本会の運営に要する費用は、会員が納入する会費、寄付金、事業収入等をもってあてる。
2. 会費については、別に定める。

第 15 条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 31 日に終わる。

第 16 条 (事務局)

本会の事務局は、当面の間災害救援ボランティア推進委員会におく。

第 17 条 (その他)

このほか、この会則に定めのない事項は、世話会の議を経て会長が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成 24 年 1 月 17 日から適用する。
2. 設立時の役員は、第 6 条、第 8 条の規定にかかわらず、その任期は平成 26 年 3 月 31 日までとする。